平成２２年（再イ）第３６３号
大阪府東大阪市若江北町２丁目10番３号
再生債務者　佐藤　正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第６５３号
大阪府枚方市西船橋２丁目46番11号
再生債務者　山口　一哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第６９１号
大阪府池田市住吉１丁目13番23―502号
再生債務者　青田　　広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第１２号
島根県松江市八雲町日吉290番地69
再生債務者　若槻　和弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月29日　　松江地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第４号
山口県周南市大字徳山4120番地サーパス二番町第２，1104号
再生債務者　陣内　　薫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（再イ）第７号
北海道網走郡美幌町字田中国有地
再生債務者　田中　　学
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１７号
青森県弘前市大字高杉字五反田286番地２
再生債務者　小野清次郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再イ）第８５号
仙台市泉区館４丁目19番地の10
再生債務者　袈岩　健太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第６４号
栃木県宇都宮市桜４丁目５番10号　チェリーハイツ106
再生債務者　大上　温之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第１１号
岐阜県大垣市林町１丁目150番地１　シャトレ愛松大垣Ⅱ　202
再生債務者　倉岡　順子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２２年（再イ）第３７号
静岡県御殿場市新橋1289番地の19　コーポラス新橋204
再生債務者　森　　照夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（再イ）第１５号
愛知県豊川市国府町天神27番地
再生債務者　川脇　利秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（再イ）第１９号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺２番地255
再生債務者　藤井　祐次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（再イ）第３９号
三重県鈴鹿市東玉垣町2694番地の３　アーバンハイツＡ棟１―Ｄ
再生債務者　伊藤　基洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日　　津地方裁判所再生係

平成２２年（再イ）第４６号
奈良市あやめ池南６丁目２番12―116号
再生債務者　中塚　　諭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日　　奈良地方裁判所

平成２２年（再イ）第５６号
和歌山県有田郡広川町大字広249番地の５
再生債務者　端　　幸造
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東京都心支社公告第６号

東京都市計画曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業に係るⅡ街区施設建築物の建築工事について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成 22 年 11 月 15 日
独立行政法人都市再生機構東京都心支社
支社長　大西　　誠
記
1　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画曳舟駅前地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都墨田区東向島二丁目16番14号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都墨田区東向島二丁目、押上二丁目及び京島一丁目各地内
5　施設建築物の建築工事が完了した年月日
平成22年11月15日
以　上